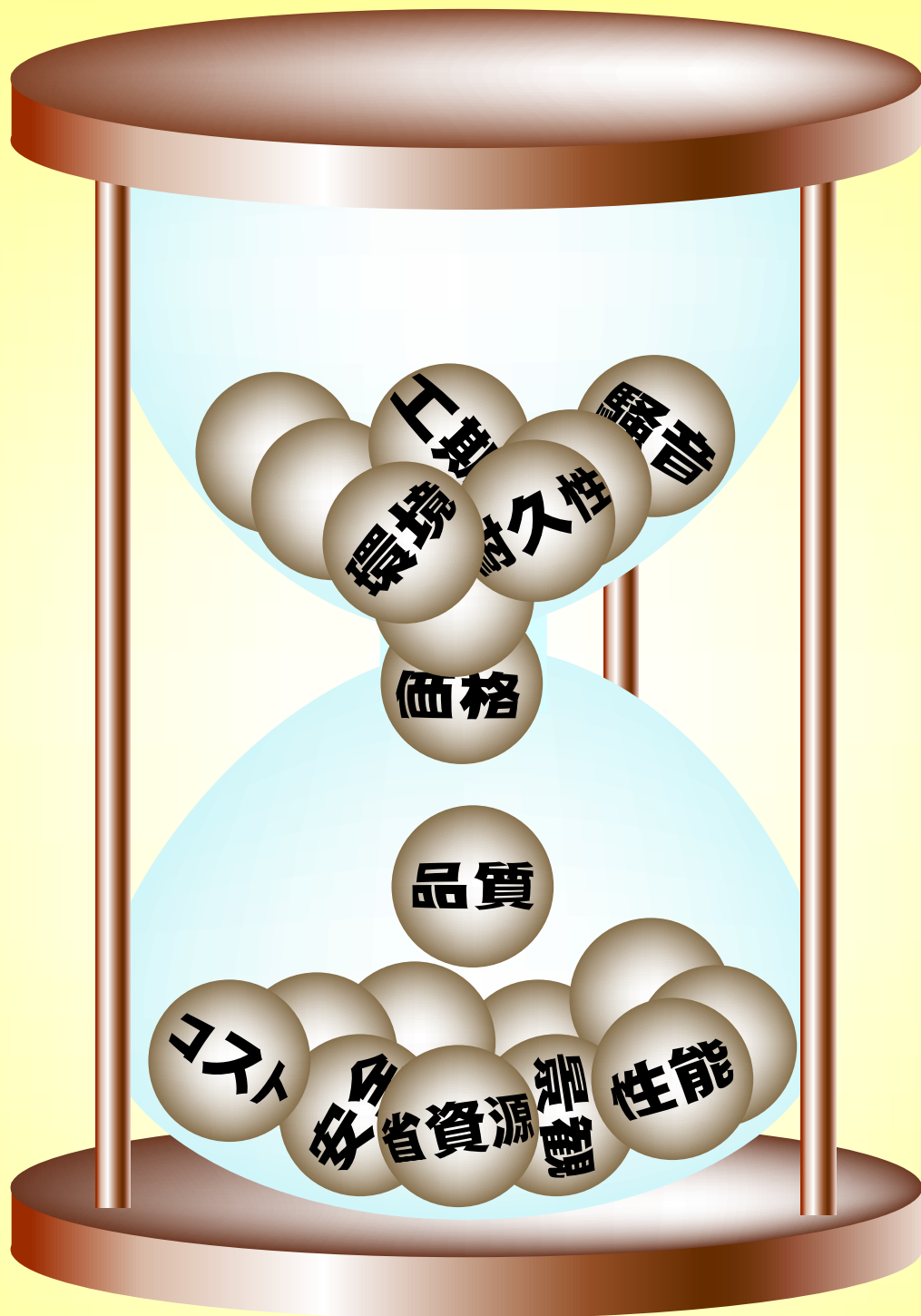


企業の技術と  
ノウハウが活かせる

**簡易型**

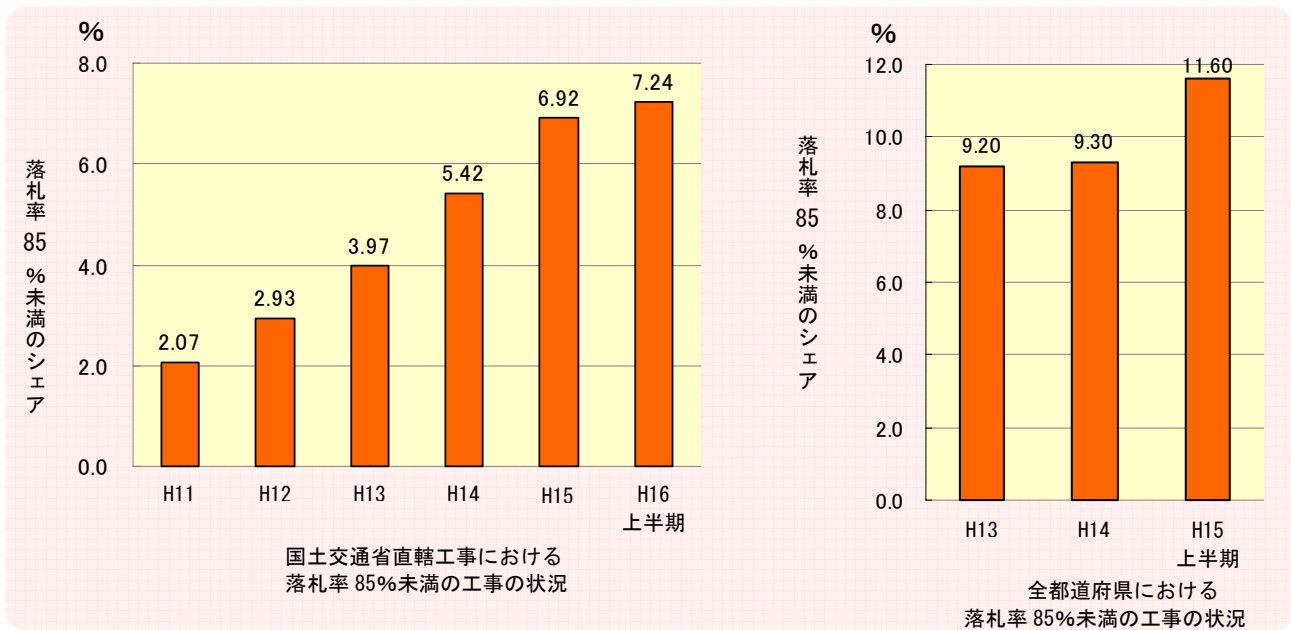
# 総合評価方式



国土交通省  
北陸地方整備局

# 1. 新しい評価の必要性

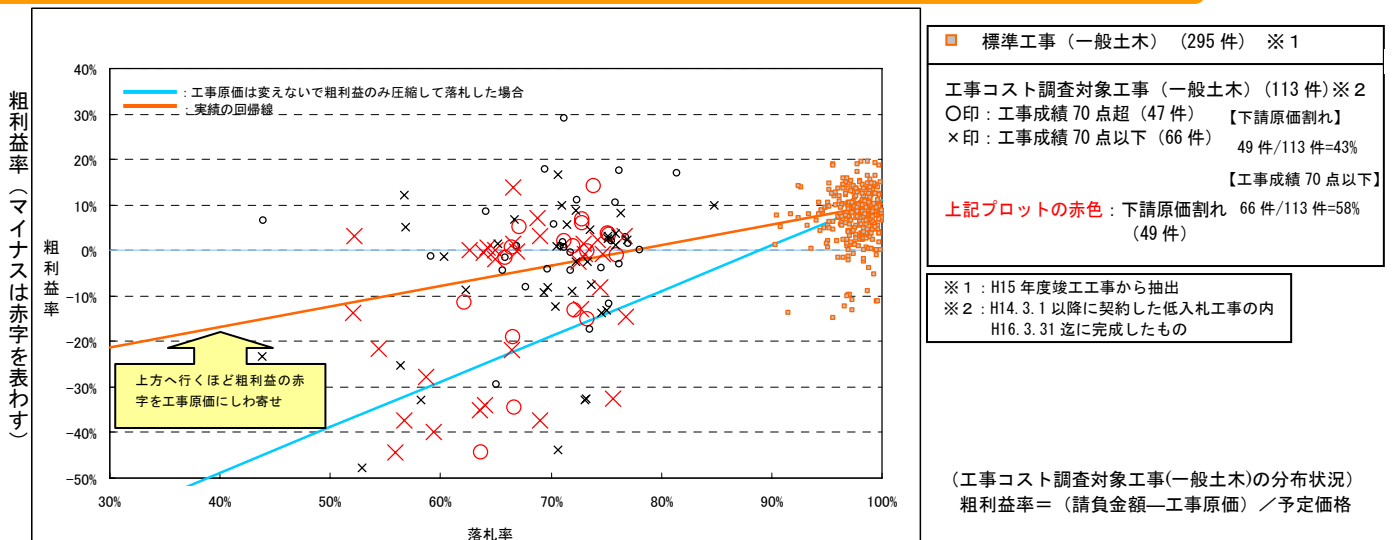
- 標準的な技術や工法を前提とした仕様を規定し、「価格」だけで落札者を評価していた。
- 建設投資が減少する中、受注をめぐる価格だけの競争が激化した結果・・・
  - ・ 適切な技術力を持たない受注者のダンピングが急増



- ・ 工事中の事故や手抜き工事の発生、更には下請業者や労働者へのしわ寄せなど公共工事の品質の低下が懸念されている。

## 落札率と粗利益率(原価割れはマイナス)の関係

- 落札率が低くなると、工事原価にしわ寄せして赤字幅を圧縮するケースが増加。
- 工事原価へのしわ寄せで、下請けも原価割れする場合や工事成績が70点以下の場合が増加。



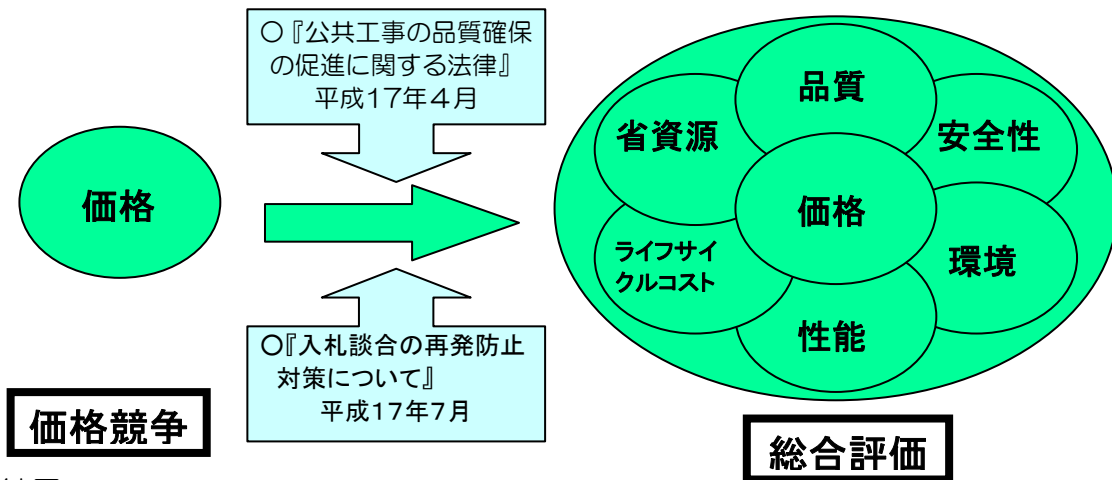
- 品質の良いものをつくらうとする企業努力が損なわれることにも繋がっている。
- 価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることが期待される。



- ☆ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行（平成 17 年 4 月 1 日）。
  - ・ 経済性に配慮しつつ、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約等
- ☆ 「入札談合の再発防止対策について」（平成 17 年 7 月 29 日）
  - ・ 「総合評価方式」の拡大と充実等

## 2. 総合評価方式とは

- 発注者が工事内容や周辺の状況に応じて様々な評価項目を設定し、企業からの優れた技術提案を募り、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する方式。



- その結果・・・
  - ・ 施工に必要な技術的能力を有する者が施工することにより、工品質の確保や向上が図られる。
  - ・ 企業の技術力の競争がモチベーションの向上に繋がり、技術と経営に優れた健全な建設業が育成される。
  - ・ 価格以外の多様な要素による競争により、談合が行われにくい環境が整備される。

## 3. 総合評価方式の種類とその適用

特に小規模な工事・緊急性の高い防災工事等を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型・標準型・高度技術提案型のいずれかの型式を選択する。

### 簡易型



技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

### 標準型



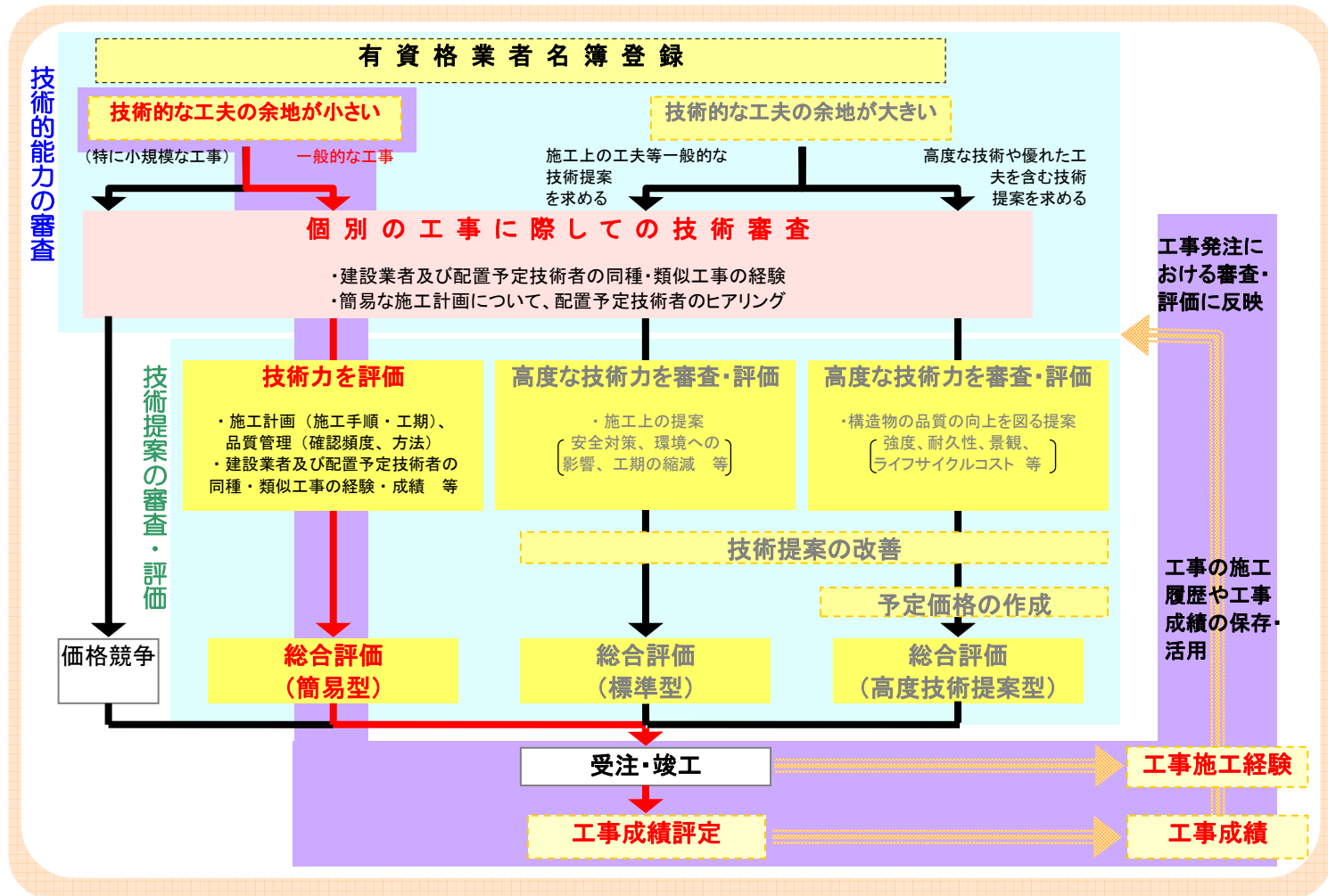
技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

### 高度技術提案型



技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、工事物自体についての提案を求める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

## ■ 総合評価方式の体系 ■



- ※ 個別工事の際の技術審査 : 建設業者の施工能力の確認を行う。
- 技術力を審査・評価 : 技術提案の実現性を確認（審査）した上で、技術提案の点数付け（評価）を行う。
- 技術提案 : 一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。  
技術的な工夫の余地が大きい場合は、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。
- 総合評価 : 技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

## 4. 総合評価方式【簡易型】

3つの型式のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事における【簡易型】について説明する。

### □ 総合評価方式【簡易型】の適用の意義

近年、公共工事における不良工事の増加傾向に伴い、

○十分な性能・機能が確保できない

○施工不良に伴う補修工事等による通行規制、供用開始時期の遅延

○工事に伴う騒音・振動対策が不十分である等

の社会的便益の損失が大きい事例が見受けられる。



工事規模が小さいものや難易度が低い工事は、技術提案の範囲が限定される。

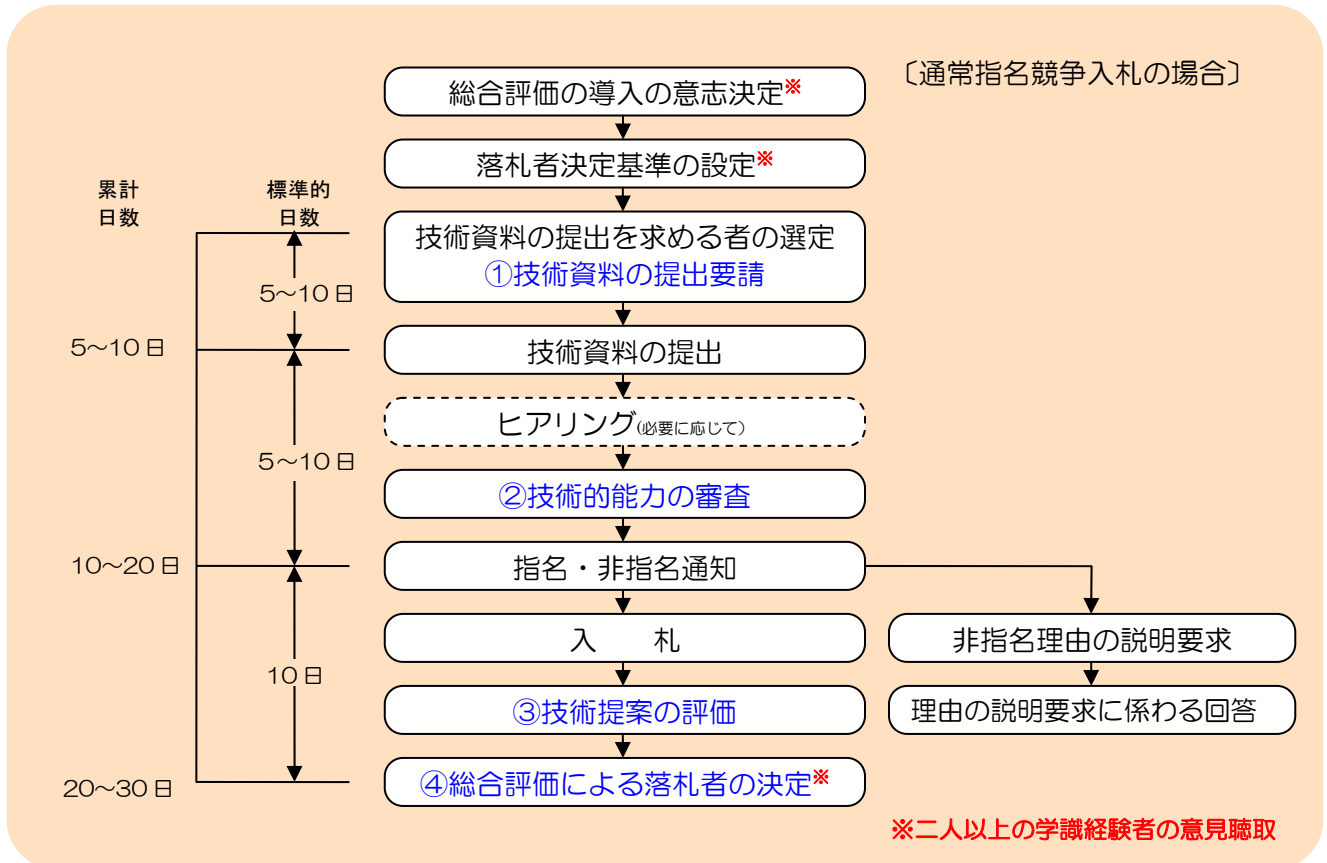
不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。



### 【総合評価方式【簡易型】の実施】

長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理の軽減にもつながる。

□ 実施手順



○ 「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン（平成 17 年 9 月）〔公共工事における総合評価方式活用検討委員会〕」（以下、ガイドラインという）から抜粋

- ・ ガイドラインでは、入札・契約手続きに係る所要日数は工事の内容に応じ、適宜短縮可能となっている。
- ・ 学識経験者からの意見聴取は、以下に示すような運用面での工夫も可能である。
  - ア. 各発注者が連携し、例えば県単位で意見を聴く場を設ける。
  - イ. 既存の審査の場に学識経験者を加える。
  - ウ. 個別に学識経験者の意見を聴く。
 なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者も含まれる。

① 技術資料の提出要請

技術資料の提出を要請するにあたり、明示すべき事項例を以下に示す。

工事概要	総合評価方式の適用の旨
技術資料の内容	提出を求める技術資料
技術的能力の審査に関する事項	a. 審査項目 b. 審査基準（入札参加要件） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画が適切であること</li> <li>・ 企業及び配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること</li> <li>・ 企業及び配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること</li> </ul>
総合評価に関する事項	a. 入札の評価に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価項目</li> <li>・ 評価基準</li> <li>・ 評価項目ごとの評価基準</li> <li>・ 得点配分</li> </ul> b. 総合評価の方法

	c. 落札者の決定方法 d. 評価内容の担保 ・ 技術提案内容の不履行の場合における措置 (再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨)
配置予定技術者のヒアリングの有無	
指名・非指名通知の日	
入札及び開札の日時	
その他	技術資料の提出様式等

(ガイドラインより抜粋)

## ② 技術的能力の審査

企業が発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかの審査を行う。審査の結果、審査基準（入札参加要件）を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない。（指名競争入札の場合は非指名とする。）

審査項目		審査基準
簡易な 施工計画 (※1)	工程管理に係わる技術的所見	・ 工事の手順が適切であること ・ 各工程の工期が適切であること
	材料の品質管理に係わる技術的所見	・ コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること
	施工上の課題に対する技術的所見	・ 発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること
	施工上配慮すべき事項	・ 施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること
企業の施工 実績	同種・類似工事の施工実績 (※2)	・ 企業が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる
	工事成績 (※2)	・ 企業の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること
配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工経験 (※2)	・ 配置予定技術者が同種・類似工事の施工実績を有すること ・ 一定の工事成績評点に満たない実績は認めないこともできる。
	工事成績 (※2)	・ 配置予定技術者の工事成績評点の平均点が一定の点数を満たしていること

※1 簡易な施工計画については、少なくともいずれか一つの項目を審査する。

※2 同種・類似工事については、当該工事の特性を踏まえ、工事目的物の具体的な構造や規模等を適切に設定する。  
施工実績及び工事成績については、CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

(ガイドラインより抜粋)

必要に応じて、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施し、その結果については適宜、技術提案の評価においても活用することができる。

- 【ヒアリング確認項目例】
- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
  - ・ 同種・類似工事の施工経験の有無
  - ・ 同種・類似工事のうち代表的な工事の概要、特に留意・工夫した点
  - ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
  - ・ 当該工事に関する質問の有無 等

### ③ 技術提案の評価

簡易な施工計画や企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価する。

必要に応じて、地域貢献度等の適切な項目を評価し、地域社会の中で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価する。

#### 評価基準例

##### 1) 施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	3.0	/ 3.0
	工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	3.0	/ 3.0
	各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られない	0.0	
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる	6.0	/ 6.0
	適切であるが、工夫が見られない	0.0	
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる	6.0	/ 6.0
	的確であるが、工夫が見られない	0.0	

##### 2) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	75点以上	1.0	/ 1.0
	65点以上 75点未満	0.5	
	65点未満	0.0	
過去2年間の優良工事表彰の有無	表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
	表彰の実績なし	0.0	

##### 3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	1.0	/ 1.0
	2級土木施工管理技士	0.0	
過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の経験あり	1.0	/ 1.0
	類似工事の経験あり	0.0	
過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	75点以上	2.0	/ 2.0
	65点以上 75点未満	1.0	
	65点未満	0.0	
過去2年間の優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり	1.0	/ 1.0
	表彰の実績なし	0.0	

（ガイドラインより抜粋）

#### ④評価基準の設定

評価項目ごとの評価基準については、評価項目の特性を踏まえ、以下のような定量的な評価基準又は、定性的な評価基準を設ける。

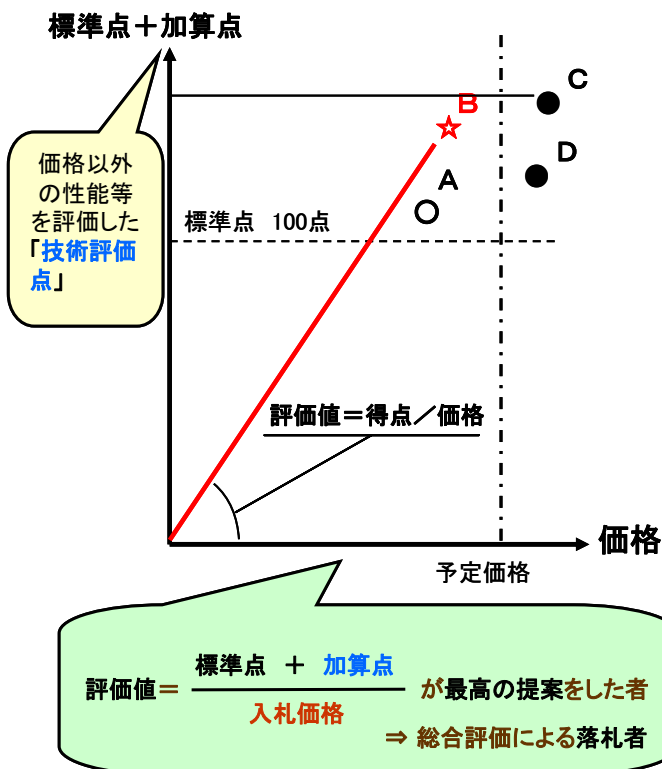
数値方式	判定方式	順位方式
短縮日数等の数値により加算点を付与	数値化が困難な評価項目に関して、2段階或いは3段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとに判定し、それに応じた加算点を付与	数値化が困難な評価項目に関して、入札参加者を順位付けし、順位により加算点を付与
標準的には、最高の数値を提案した者に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件（標準案）の者を0点として、その他の者はそれぞれの提案値に応じて按分した加算点を付与する。	標準的には、たとえば3段階（優/良/可）での判定では、優を得点配分に応じた満点として、優：良：可=10：5：0の割合で加算点を付与する。	標準的には、入札参加者の最上位者に得点配分に応じた満点を、最下位者を0点として、中間の者には、均等に按分して加算点を付与する。

(ガイドラインより抜粋)

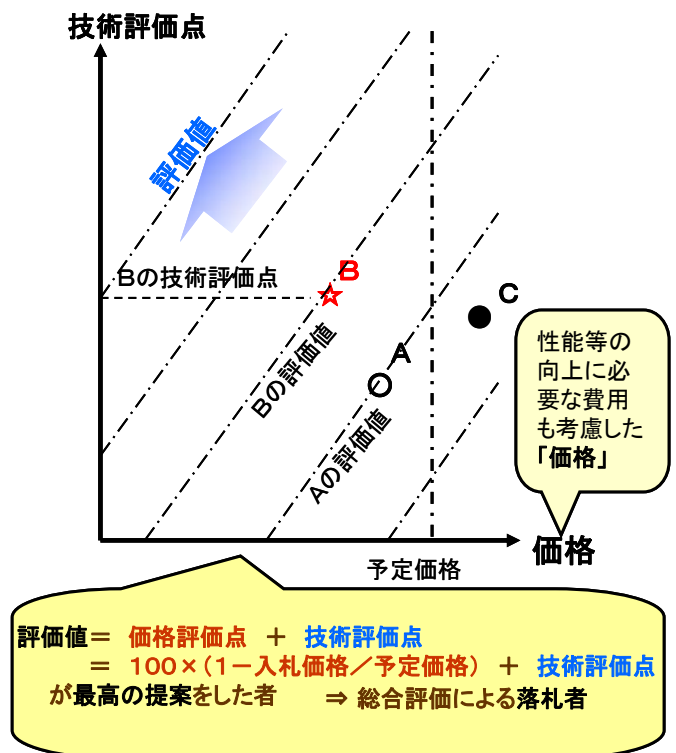
#### ⑤総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算定方法には、除算方式と加算方式を基本とするが、これ以外に発注者が適切と考える方法があれば、その方法を用いてもよい。

##### 除算方式の考え方



##### 加算方式の考え方



(ガイドラインより抜粋)

	除算方式	加算方式
算出式	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準点（最低限の要求要件、すなわち標準案）を100点、技術提案に応じた加算点の満点を10～50点の範囲で決定して算出する。</li> </ul> <p>評価値 = (標準点 + 加算点) / 価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術評価点の満点を10～30点の範囲で設定する。</li> </ul> <p>評価値 = 価格評価点 + 技術評価点</p>

	除算方式	加算方式
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格に対する技術力という評価値の持つ意味が理解しやすい。</li> <li>・ 価格と技術力の指標の統一が不要。</li> <li>・ 技術力の指標としての加算点の考え方が難しい。</li> <li>・ 極めて低い入札額について、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術評価点について標準点と加算点を分けて考える必要がない。</li> <li>・ 価格と技術力の単位を統一する必要がある。</li> <li>・ 技術力を貨幣換算するのは困難なため、価格を評点化するのが通常であるが、価格と技術力の重み付けの考え方が難しい。</li> </ul>
適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省</li> <li>・ 北海道、静岡県、愛知県、三重県、高知県、長崎県等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国、英国</li> <li>・ 東京都、長野県等</li> </ul>

## ⑥その他留意事項 評価内容の担保

### (1) 契約書における明記

総合評価方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにする。

その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

### (2) 評価内容の担保

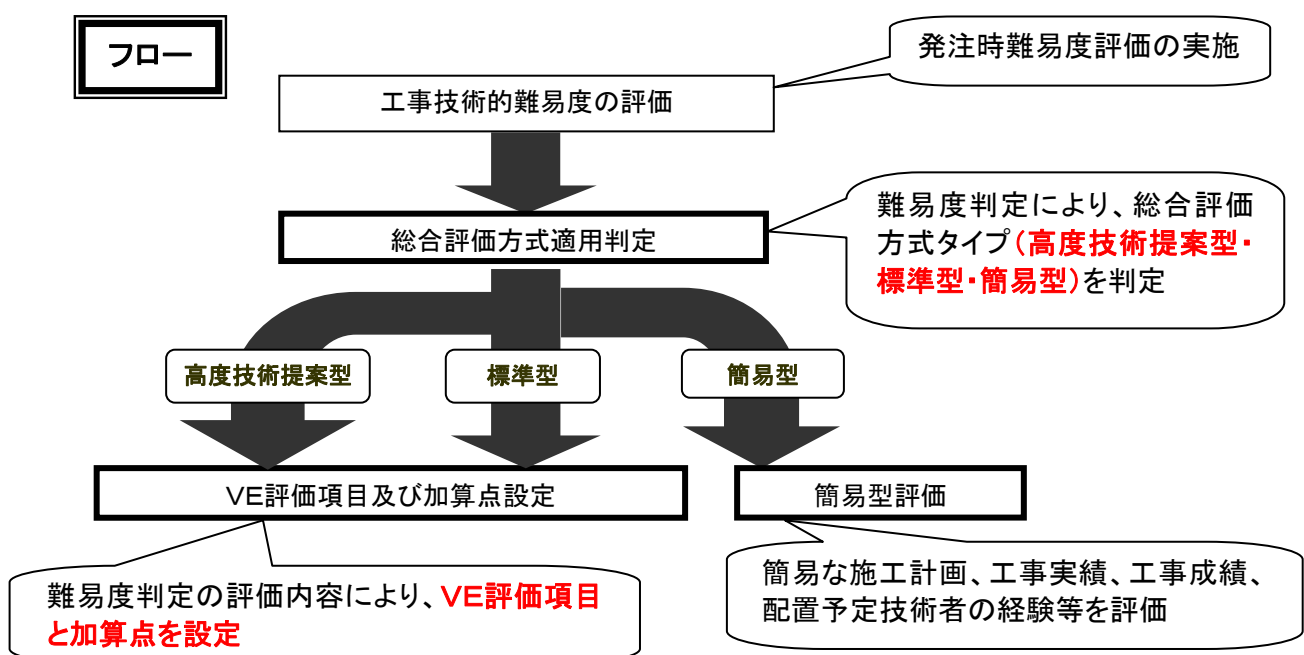
施工において性能等に関わる技術提案の内容に基づき履行できなかった場合に、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

また、工事の仕様を満足できなかったことについて、工事成績評定の減点対象とする。

## 【参考】—北陸地方整備局運用（平成18年度運用）—

□ 技術提案の余地や効果が小さい案件については、技術的提案をもとに入札を実施するというよりも、品質を確保する方策として「施工の確実性」や「企業の信頼性・社会性」を評価する方が実態に即していると考えられることから、ガイドラインを参考に北陸地方整備局の簡易型運用を設定した。

総合評価方式選定フローと、簡易型運用の評価項目及び評価基準等を以下に示す。



■ 当該工事への技術適性の評価（10点） ■

評価項目・内容		評価基準
簡易な施工計画 (技術提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画、工期設定の評価</li> <li>・施工上の課題への対応</li> </ul> ※どちらかの評価内容を設定	施工計画の実施手順の妥当性、工期設定の適切性を評価 (簡単な施工計画と工程表を、A4用紙1枚程度にて提出)  発注者が設定した施工上の課題への対応を評価 (A4用紙1枚程度にて提出)
		現場状況等を踏まえて工事の手順や工程が適切に設定されており、工期短縮や品質向上等における独自の工夫が見られる : 10点 施工計画や工程が適切であり、一般的な工夫が見られる : 5点 施工計画や工程が適切だが、工夫が見られない : 0点  課題への対応が的確に図られた、独自の工夫が見られる内容である : 10点 課題を理解した対応であり、一般的な工夫が見られる : 5点 課題を理解した対応だが、工夫が見られない : 0点

※ 適宜ヒアリングを行い、評価に加える。

■ 当該工事への確実性等の評価（10点） ■

評価項目	評価内容	
企業の技術力	同種工事の施工実績	過去10ヶ年間の同種工事の実績の有無 (国、公団、県、市町村等発注工事)  国、公団(旧道路4公団含む)、都道府県、政令指定都市で実績あり : 0.5点 市町村、公益企業での実績あり : 0.25点
	工事成績	北陸地方整備局発注工事(港湾・空港関係を除く。)における過去2ヶ年度の全工種工事成績評定点の平均点  80点以上 : 3点 75点以上80点未満 : 2点 70点以上75点未満 : 1点 65点以上70点未満又は、実績無し : 0点 65点未満 : -5点
	優良工事表彰	北陸地方整備局発注工事(港湾・空港関係を除く。)における過去2ヶ年度の表彰の有無  局長表彰有り : 2点 事務所長表彰有り : 1点
	安全管理に関する表彰	北陸地方整備局発注工事(港湾・空港関係を除く。)における過去2ヶ年度の表彰の有無  表彰有り : 1点
配置予定技術者の能力	同種工事の経験	過去10ヶ年間の同種工事の経験の有無 (国、公団、県、市町村等発注工事)  国、公団(旧道路4公団含む)、都道府県、政令指定都市での経験あり : 0.5点 市町村、公益企業での経験あり : 0.25点
	優良工事技術者表彰	北陸地方整備局発注工事(港湾・空港関係を除く。)における過去5ヶ年度の優良工事技術者表彰の有無  局長表彰有り : 1点 事務所長表彰有り : 0.5点
地域貢献度	災害時等における活動実績	過去2ヶ年度の活動実績の有無。(又は、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無)  活動有り : 2点 協定締結しているが活動なし : 0.5点 その他 : 0点

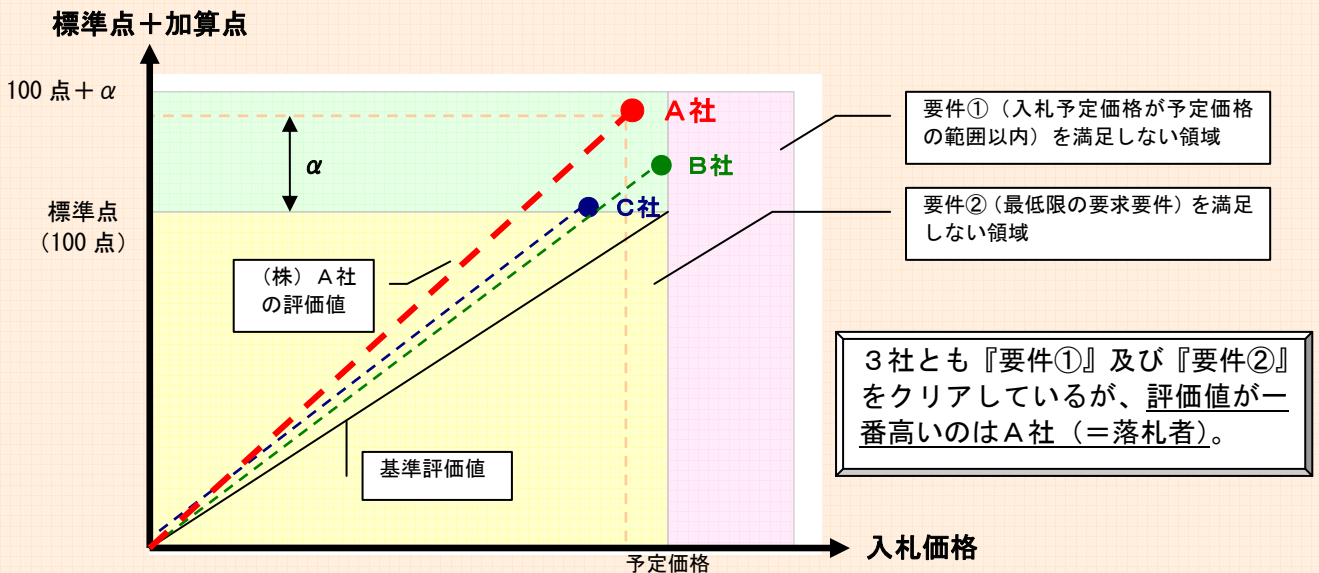
※配点についてはH18.4現在運用中のものであり、変更する場合がある。

■ 落札者の決定方法（除算方式の例） ■

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点 (100)} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

※ 評価値が最も高い者が落札者

会社名	標準点+加算点	入札価格	評価値	基準評価値
A社	(100+8.00)	245,000	$\frac{108.00}{245,000} \times 100,000 = 44.0816$	40.000
B社	(100+3.50)	249,000	$\frac{103.50}{249,000} \times 100,000 = 41.5662$	40.000
C社	(100+0.75)	238,000	$\frac{100.75}{238,000} \times 100,000 = 42.3319$	40.000



■ 入札調書(例) ■

契約締結後に公表		
AA 予定価格	250,000 千円	(消費税抜き)
調査基準価格	191,923 千円	( " )
BB 基準評価値	40.0000	(100/予定価格×1億)

入札調書(総合評価落札方式)

1. 件名 総合評価方式(簡易型)

契約担当官 官職名  
又は執行官 ○○課 氏名

1. 所属事務所 ○○事務所

立 会 員 官職名  
△△課 氏名

1. 入札(開札)日時 平成18年○月○日 ○時○分

業者名	加算点	標準点	標準点+加算点		第1回入札価格 (千円)	予定価格 制限内 B≤AA	C 評価値 A/B×1億	評価値≥ 基準評価値 C≥BB	第2回入札価格 (千円)		C 評価値 A/B×1億	評価値≥ 基準評価値 C≥BB	摘要
			A	B					B'	A'/B'×1億			
(株)A社	8.0000	100	108.0000	100.7500	245,000	○	44.0816						評価値最高
B(株)	3.5000	100	103.5000	100.7500	249,000	○	41.5662						
C建設	0.7500	100	100.7500	100.7500	238,000	○	42.3319						

落札

※ 加算点は、技術的特性の評価や、技術的能力の審査結果から付与する。

\* このパンフレットについてのお問い合わせは以下にお願いします \*

国土交通省 北陸地方整備局 企画部 技術管理課  
〒950-8801 新潟県新潟市美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館  
Tel 025-280-8880

平成18年4月作成

この紙は再生紙を使用しています